

安高上下 第62号
平成29年10月23日

安芸高田市上下水道料金審議会
会長 様

安芸高田市長 浜田 一義



適正な上下水道料金のあり方について（諮問）

このことについて、安芸高田市上下水道料金審議会条例第3条の規定によつて、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問の趣旨

本市においては、平成16年3月の合併後、各町の料金体系から下水道料金は平成18年度、水道料金は平成23年度に統一料金に改定し、以来今日までこの料金体系で運営を行ってまいりました。

全国的にも、人口減少等の影響により料金収入が減少していく中、本市においても同様に人口減少が見込まれております。更に、施設の老朽化により維持管理費や更新費用増加が予測されております。

また、国からの方針により平成29年度から簡易水道事業・飲料水供給事業を地方公営企業法適用の水道事業に統合し、運営を開始いたしました。この統合により国の補助金や一般会計からの繰入金の減少、公営企業会計となったことによる減価償却費の計上等、新たな費用が発生し、経営環境が厳しさを増しています。

下水道事業についても公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を平成32年度までに地方公営企業法の適用をすることが国からの方針として示されており、水道事業と同様な環境となることが見込まれております。

このような状況の中、住民の生活基盤の根底となる上下水道事業を将来にわたって持続可能で、安定した経営を行うことができる適正な料金の設定が必要と考えております。

つきましては、多様な視点からご審議いただきたく、ここに諮問いたします。